



薬生発0624第1号  
令和2年6月24日

各〔都道府県知事〕殿  
〔保健所設置市長〕  
〔特別区長〕

厚生労働省医薬・生活衛生局長  
( 公 印 省 略 )

毒物及び劇物指定令の一部改正について (通知)

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(令和2年政令第203号。以下「改正政令」という。)が令和2年6月24日に公布されましたので、下記に御留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏のないようお願いいたします。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長及び一般社団法人日本化学品輸出入協会会長宛てに発出することとしている旨、申し添えます。

記

第1 改正政令の内容について

1 次に掲げる物を新たに毒物に指定した。

(1) 酸化コバルト(Ⅱ)及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 1307-96-6)

(2) ジブチル(ジクロロ)スタンナン及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 683-18-1)

2 次に掲げる物を新たに劇物に指定した。

(1) 1-アミノプロパン-2-オール及びこれを含有する製剤。ただし、1-アミノプロパン-2-オール4%以下を含有するものを除く。

(CAS No. : 78-96-6)

(2) 2-イソブトキシエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、2-イソブトキシエタノール10%以下を含有するものを除く。

(CAS No. : 4439-24-1)



- (3) オキシラン-2-イルメチル=メタクリラート及びこれを含有する製剤  
(CAS No. : 106-91-2)
- (4) 1-クロロ-4-ニトロベンゼン及びこれを含有する製剤  
(CAS No. : 100-00-5)
- (5) 2, 4-ジクロロフェノール及びこれを含有する製剤  
(CAS No. : 120-83-2)
- (6) ノニルフエノール及びこれを含有する製剤。ただし、ノニルフエノール1%以下を含有するものを除く。  
(CAS No. : 25154-52-3)
- (7) 1-ビニル-2-ピロリドン及びこれを含有する製剤。ただし、1-ビニル-2-ピロリドン10%以下を含有するものを除く。  
(CAS No. : 88-12-0)
- (8) ふつ化アンモニウム及びこれを含有する製剤  
(CAS No. : 12125-01-8)
- (9) ふつ化ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただし、ふつ化ナトリウム6%以下を含有するものを除く。  
(CAS No. : 7681-49-4)
- (10) ベンゼン-1, 4-ジカルボニル=ジクロリド及びこれを含有する製剤  
(CAS No. : 100-20-9)
- (11) ベンゾイル=クロリド及びこれを含有する製剤。ただし、ベンゾイル=クロリド0.05%以下を含有するものを除く。  
(CAS No. : 98-88-4)
- (12) メタンスルホン酸及びこれを含有する製剤。ただし、メタンスルホン酸0.5%以下を含有するものを除く。  
(CAS No. : 75-75-2)
- (13) 硫化水素ナトリウム及びこれを含有する製剤  
(CAS No. : 16721-80-5)
- (14) 硫化二ナトリウム及びこれを含有する製剤  
(CAS No. : 1313-82-2)

3 劇物として指定されていた次に掲げる物を劇物から除外した。

- (1) 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤のうち、4-エチルオクター3-エニトリル及びこれを含有する製剤  
(CAS No. : 29127-85-3)
- (2) 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤のうち、3, 4-ジメチルベンゾニト  
リル及びこれを含有する製剤  
(CAS No. : 22884-95-3)
- (3) 「水酸化リチウム-水和物及びこれを含有する製剤。ただし、水酸化リチウム-

水和物0.3%以下を含有するものを除く。」のうち、水酸化リチウム一水和物0.5%以下を含有する製剤

(CAS No. : 1310-66-3)

#### 4 施行期日

令和2年7月1日から施行する。ただし、3については、公布日から施行する。

#### 5 経過措置等

- (1) 今回新たに毒物又は劇物に指定した物については、既に製造、輸入及び販売されている実情に鑑み、改正政令の施行日（令和2年7月1日）において、現にその製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、令和2年9月30日までは、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）第3条（禁止規定）、第7条（毒物劇物取扱責任者）及び第9条（登録の変更）の規定は適用しない。また、新たに毒物又は劇物に指定した物のうち、改正政令の施行日において、現に存するものについては、令和2年9月30日までは、法第12条（毒物又は劇物の表示）第1項（法第22条第5項において準用する場合を含む。）及び第2項の規定は、適用しない。
- (2) 今回新たに毒物又は劇物に指定した物について、現に製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者に対しては、速やかに登録を受け、毒物劇物取扱責任者を設置するとともに、適正な表示を行うよう指導されたい。また、改正政令の施行日において、現に存する物に関しても、法第12条第3項（毒物又は劇物の表示）、第14条（毒物又は劇物の譲渡手続）、第15条（毒物又は劇物の交付の制限等）、第15条の2（廃棄）、第16条（運搬等についての技術上の基準等）等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は施行日から適用するため、関係業者に対して適切に指導されたい。

#### 第2 その他

改正政令の新旧対照表については別添、今般、毒物又は劇物に指定された物及び劇物から除外された物の性状、毒性等については以下を参考とされたい。

令和元年度第4回薬事・食品衛生審議会薬事分科会資料（資料2 令和元年度第2回毒物劇物部会について）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10736.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10736.html)



毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文  
 ○毒物及び劇物指定令(昭和四十年政令第二号) (抄)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>(毒物)</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一〇六の十一 (略)</p> <p>六の十二 (略)</p> <p>六の十三 酸化コバルト(Ⅱ)及びこれを含有する製剤</p> <p>六の十四 (略)</p> <p>六の十五・六の十六 (略)</p> <p>七〇十三 (略)</p> <p>十三の二 (略)</p> <p>十三の三 ジブチル(ジクロロ)スタンナン及びこれを含有する製剤</p> <p>十三の四 (略)</p> <p>十三の五・十三の六 (略)</p> <p>十四〇三十一 (略)</p> <p>(劇物)</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇</p>	<p>(毒物)</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一〇六の十一 (略)</p> <p>六の十二 三塩化燐及びこれを含有する製剤</p> <p>(新設)</p> <p>六の十三 三弗化硼素及びこれを含有する製剤</p> <p>六の十四・六の十五 (略)</p> <p>七〇十三 (略)</p> <p>十三の二 ニージフェニルアセチル―・三ーインダンジオン及びこれを含有する製剤。ただし、ニージフェニルアセチル―・三ーインダンジオン〇・〇〇五%以下を含有するものを除く。</p> <p>(新設)</p> <p>十三の三 四弗化硫黄及びこれを含有する製剤</p> <p>十三の四・十三の五 (略)</p> <p>十四〇三十一 (略)</p> <p>(劇物)</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇</p>

物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一〜四の五 (略)

四の六 (略)

四の七 一―アミノプロパン―二―オール及びこれを含有する製

劑。ただし、一―アミノプロパン―二―オール四%以下を含有するものを除く。

四の八 (略)

四の九 (略)

五〜七 (略)

八 (略)

八の二 二―イソプロトキシエタノール及びこれを含有する製劑。

ただし、二―イソプロトキシエタノール一〇%以下を含有するものを除く。

九 (略)

九の二〜十八の二 (略)

物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一〜四の五 (略)

四の六 L―二―アミノ―四―「(ヒドロキシ) (メチル) ホス  
フイノイル」―ブチリル―L―アラニル―L―アラニン、その塩  
類及びこれらのいずれかを含有する製劑。ただし、L―二―ア  
ミノ―四―「(ヒドロキシ) (メチル) ホスフイノイル」―ブチ  
リル―L―アラニル―L―アラニンとして一九%以下を含有す  
るものを除く。

(新設)

四の七 三―アミノメチル―三・五・五―トリメチルシクロヘキ

シルアミン (別名イソホロンジアミン) 及びこれを含有する製  
劑。ただし、三―アミノメチル―三・五・五―トリメチルシク  
ロヘキシルアミン六%以下を含有するものを除く。

四の八 (略)

五〜七 (略)

八 アンモニアを含有する製劑。ただし、アンモニア一〇%以下  
を含有するものを除く。

(新設)

九 二―イソプロピルオキシフェニル―N―メチルカルバメート  
及びこれを含有する製劑。ただし、二―イソプロピルオキシフ

エニル―N―メチルカルバメート一%以下を含有するものを除  
く。

九の二〜十八の二 (略)

十八の三 (略)

十八の四 オキシラン—ニ—イルメチル—メタクリレート及びこれを含有する製剤

十八の五 (略)

十八の三 オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤

(新設)

十八の四 一・二・四・五・六・七・八—オクタクロロ—二・三・三a・四・七・七a—ヘキサヒドロ—四・七—メタノ—H—インデン、一・二・三・四・五・六・七・八—ノナクロロ—二・三・三a・四・七・七a—ヘキサヒドロ—四・七—メタノ—H—インデン、四・五・六・七・八—ヘキサクロロ—三a・四・七・七a—テトラヒドロ—四・七—メタノインデン、一・四・五・六・七・八—ヘプタクロロ—三a・四・七・七a—テトラヒドロ—四・七—メタノ—H—インデン及びこれらの類縁化合物の混合物(別名クロルデン)並びにこれを含有する製剤。ただし、一・二・四・五・六・七・八—オクタクロロ—二・三・三a・四・七・七a—ヘキサヒドロ—四・七—メタノ—H—インデン、一・二・三・四・五・六・七・八—ノナクロロ—二・三・三a・四・七・七a—ヘキサヒドロ—四・七—メタノ—H—インデン、四・五・六・七・八—ヘキサクロロ—三a・四・七・七a—テトラヒドロ—四・七—メタノインデン、一・四・五・六・七・八—ヘプタクロロ—三a・四・七・七a—テトラ七—メタノ—H—インデン及びこれらの類縁化合物の混合物六%以下を含有するものを除く。

十九—二十八の七 (略)

二十八の八 クロロ酢酸ナトリウム及びこれを含有する製剤

(新設)

二十八の九 ニ—クロロニトロベンゼン及びこれを含有する製剤

十九—二十八の七 (略)

二十八の八 (略)

二十八の九 一—クロロ—四—ニトロベンゼン及びこれを含有する製剤

二十八の十 (略)

二十八の十一〜二十八の十五 (略)

二十九〜三十一の三 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(16)(1) (略)

(17) | 四―エチルオクタ―三―エンニトリル及びこれを含有する製剤

(18) | (略)

(19) | (略)

(110) | (略)

(111) | 三・四―ジメチルベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(112) | (略)

(113) | (略)

三十三〜四十一の二 (略)

四十一の三 (略)

二十八の十〜二十八の十四 (略)

二十九〜三十一の三 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(16)(1) (略)

(E)―ウンデカ―九―エンニトリル、(Z)―ウンデカ―九―エンニトリル及びウンデカ―一〇―エンニトリルの混合物 (E)―ウンデカ―九―エンニトリル四五%以上五五%以下を含有し、(Z)―ウンデカ―九―エンニトリル二三%以上三三%以下を含有し、かつ、ウンデカ―一〇―エンニトリル一〇%以上二〇%以下を含有するものに限る。) 及びこれを含有する製剤

(新設)

(17) | 四―(トランス―四―(トランス―四―エチルシクロヘキシル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(18) | (略)

(109) | N―(α・α―ジメチルベンジル)―ニ―シアノ―ニ―フエニルアセトアミド及びこれを含有する製剤

(新設)

(110) | 四・四―ジメトキシブタンニトリル及びこれを含有する製剤

(111) | (略)

三十三〜四十一の二 (略)

四十一の三 二・四―ジクロロー―ニトロベンゼン及びこれを含有する製剤



四十一の四 二・四―ジクロロフェノール及びこれを含有する製剤

四十一の五 (略)

四十二〜六十八の二 (略)

六十八の三 水酸化リチウム一水和物及びこれを含有する製剤。

ただし、水酸化リチウム一水和物〇・五%以下を含有するものを除く。

六十九〜七十七の四 (略)

七十八 (略)

七十八の二 ノニルフェノール及びこれを含有する製剤。ただし、ノニルフェノール一%以下を含有するものを除く。

七十九 (略)

八十〜八十一 (略)

八十二 (略)

八十二の二 一―ビニル―ニ―ピロリドン及びこれを含有する製剤。ただし、一―ビニル―ニ―ピロリドン一〇%以下を含有するものを除く。

八十三 (略)

八十三の二〜八十五の十一 (略)

八十五の十二 (略)

八十五の十三 ふつ化アンモニウム及びこれを含有する製剤

八十五の十四 ふつ化ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただ

(新設)

四十一の四 一・三―ジクロロプロペン及びこれを含有する製剤

四十二〜六十八の二 (略)

六十八の三 水酸化リチウム一水和物及びこれを含有する製剤。

ただし、水酸化リチウム一水和物〇・三%以下を含有するものを除く。

六十九〜七十七の四 (略)

七十八 二硫化炭素を含有する製剤

(新設)

七十九 バリウム化合物。ただし、次に掲げるものを除く。

イ バリウム二―四―(五―クロロ―四―メチル―ニ―スルホナ

トフェニルアゾ)―三―ヒドロキシ―ニ―ナフトアート

ロ 硫酸バリウム

八十〜八十一 (略)

八十二 ヒドロキシルアミン塩類及びこれを含有する製剤

(新設)

八十三 二―(三―ピリジル)―ピペリジン(別名アナバシン)

、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

八十三の二〜八十五の十一 (略)

八十五の十二 二―ト―ブチル―五―メチルフェノール及びこれを含有する製剤

(新設)

(新設)

し、ふつ化ナトリウム六%以下を含有するものを除く。

八十六 (略)

八十七〜九十二 (略)

九十二の二 (略)

九十二の三 ベンゼン―四―ジカルボニルジクロリド及びこれを含有する製剤

九十二の四 ベンゾイルクロリド及びこれを含有する製剤。ただし、ベンゾイルクロリド〇・〇五%以下を含有するものを除く。

九十三 (略)

九十四〜九十八の六 (略)

九十八の七 (略)

九十八の八 メタンスルホン酸及びこれを含有する製剤。ただし、メタンスルホン酸〇・五%以下を含有するものを除く。

九十八の九 (略)

九十八の十〜九十八の十三 (略)

九十九〜百二の二 (略)

百二の三 (略)

百二の四 硫化水素ナトリウム及びこれを含有する製剤

百二の五 硫化二ナトリウム及びこれを含有する製剤

百三 (略)

八十六 ブラストサイジンSを含有する製剤

八十七〜九十二 (略)

九十二の二 ヘプタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘプタン酸一%以下を含有するものを除く。

(新設)

九十三 一・四・五・六・七―ペンタクロル―三a・四・七・七

a―テトラヒドロ―四・七―(八・八―ジクロルメタン)―イ

ンデン(別名ヘプタクロル)を含有する製剤

九十四〜九十八の六 (略)

九十八の七 メタンアルソン酸鉄及びこれを含有する製剤

(新設)

九十八の八 ニ―メチリデンブタン二酸(別名メチレンコハク酸)

及びこれを含有する製剤

九十八の九〜九十八の十二 (略)

九十九〜百二の二 (略)

百二の三 ラサロシド、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ラサロシドとして二%以下を含有するものを除く。

(新設)

(新設)

百三 硫化燐を含有する製剤

2 百四ノ百十 (略)

2 百四ノ百十 (略)

